

# 日火連短信

令和6年7月26日第221号

〒106-0041  
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F  
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会  
専務理事 大岩 伸夫  
TEL 03-5549-9041  
FAX 03-5549-9042  
URL <http://www.nikkaren.jp/>  
E-mail : [nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp](mailto:nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp)  
[info@nikkaren.jp](mailto:info@nikkaren.jp)

経済産業省より、6月28日付で火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令等を公布した旨の案内がありました。施行は1カ月後の7月28日です。

概要は下記の通りで、添付ファイルの別添1が火取法規則の改正、別添2はそれに伴う火薬類の容器包装の基準を定める告示の改正、別添3は火取法規則の例示基準の改正となっていますが、今回の改正の主要な内容を抜粋した別添4をご覧くださいのことがわかりやすいと思います。

会員各位への周知をお願い致します。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会 見上会長 殿

平素より大変お世話になっております。

経済産業省 鉱山・火薬類監理官付の矢野でございます。

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議 決定）において、代表的なアナログ規制7項目（目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められ、これを受け、火薬類取締法に係る目視規制を始めとするアナログ規制について、所要の見直しを図ってきたところです。

今般、産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会 火薬小委員会における審議等を踏まえ、令和6年6月28日付けで省令改正及び告示が官報公布され、性能規定化後の運用について定めた「機能性基準の運用について」も一部改正しましたので、通知いたします。

貴団体におかれましては、適宜会員の皆様にご周知いただきますよう、お願いいたします。

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 鉱山・火薬類監理官付  
（7月1日付 組織改編後の部署名）  
火薬係長 矢野 寿（ Yano Hisashi ）